今後の本市における産業廃棄物に係る施策の方向性について

第3次京都市産業廃棄物処理指導計画は、平成27年度に行った検討の結果、計画の改定は行わず、必要な施策を計画の範囲内で行うこととなった。

これに伴い、新たに取り組む(又は既に着手している)施策を整理する。

1 有害廃棄物対策

(1) 水銀

平成25年度の「水銀に関する水俣条約」採択以降,水銀汚染防止法の制定,大気汚染防止法の改正に続き,廃棄物処理法が平成27年度に改正され,特別管理産業廃棄物に新たに「廃水銀等」が加えられた。平成28年度以降の廃棄物処理法改正では,水銀の含有濃度によって取扱いは変わるものの,これまでの普通産廃としての処理から踏み込んだ措置を講じることが求められる見込みである。

この状況を踏まえ、新たに以下の取組を行う。

ア 水銀使用製品廃棄物の適正処理の推進(着手済み)

京都府等と連携し、水銀使用製品を多量に保有する病院等から排出される水銀含有製品廃棄物の適正処理に向け、京都府医師会、京都府歯科医師会及び京都府保健 事業協同組合を中心とした<u>適正処理スキームの構築を支援</u>し、啓発に止まることなく関与していく。

イ 水銀関係廃棄物処理業者への指導

本市及びその近隣には、特別管理産業廃棄物たる廃水銀等を多量に排出する事業者は少ないものの、大学を含めた試験研究機関が多く、小口排出事業者が多いことが特徴として挙げられる。平成27年には、大学で発生した水銀が研究室の流し台に投棄される事案が発生していることからも、適切に処理できる受皿がなければ不適正処理に繋がる懸念があり、その確保が急務であった。

これに対し本市は、平成28年6月7日に廃水銀等の収集運搬業許可(積替保管を含む。)を処理業者に付与し、本市域から発生する廃水銀等の最終処分までの処理フローを確立している。

今後,定期的な立入検査や帳簿書類等の確認により,本市域で発生する<u>廃水銀等</u>がフローに沿って適正処理されるよう監視を行っていく。

- 〇 排出事業者への指導を充実
- 積替保管施設・処理施設への定期的な立入指導の実施

(2) 石綿

本市域において、平成28年5月に約2.7 t もの大量の<u>廃石綿の不法投棄事案が発生</u>した。平成27年度会議でいただいた御意見のとおり、石綿を含む廃棄物の発生量の増加が見込まれ、処理費用の捻出が困難になった事業者等による不適正処理が合わせて増えてくる恐れがある。<u>建設リサイクル法対象工事への立入での指導を強化</u>するとともに、違反者に対しては迅速かつ厳正な対応を行う。

○ 建設リサイクル法の円滑な運用

(3) PCB

平成28年5月にPCB特措法が改正され、またPCB処理計画の改定が予定されており、期限までの処理完了に向け、法整備が整いつつある。今回のPCB特措法改正では、処理期限前の処理義務付けと、この規定の**違反者に対して改善命令(命令に従わない場合は行政代執行)**を行うことができるよう規定が整備された。

この状況を踏まえ、潜在的なPCB製品及びその廃棄物の保有事業者の<u>掘り起こし</u> <u>を加速</u>するとともに、これまでから行ってきたPCB廃棄物保管事業者への<u>立入検査</u> <u>を強化</u>していく。

行政代執行を含めた法的措置については,現在環境省が設置している検討会議の結果を踏まえて対応する。

O PCB廃棄物の適正保管・適正処理の指導

2 不適正処理対策(処理業者,排出事業者)

平成27年度から強化した積替保管施設及び処理施設の立入指導において,多くの法違反が確認され,随時適正化に向けた指導を続けている。しかしながら,平成27年度立入指導において確認した2件の違反については,行政処分(いずれも事業停止)に至っており、依然として指導の手を緩めることができない状況である。

違反の動機は、不当に利益を上げることが主たる目的ではなく、<u>排出事業者からの求め</u>に応じてやむなく行っているケースが多く、排出事業者指導と並行して行うことが必要である。

これまでからの施設の適正維持に加え,<u>処理業者が排出事業者に対して毅然とした法遵</u> <u>守の姿勢を示す</u>ことができるよう,<u>本市が処理業者を育成</u>し,法違反を認識しているにも関わらず是正しない<u>悪質な排出事業者に対しては</u>,本市が直接指導を行うことにより,不適正処理の撲滅を目指す。

- 〇 排出事業者への指導を充実
- 積替保管施設・処理施設への定期的な立入指導の実施。
- 違反行為に対する厳正・迅速な処分等(警察等との連携)

3 廃棄物処理法平成28年度以降の改正への対応

廃棄物処理法は5年に一度その内容を見直すこととしており、平成28年度はその作業が進められている。

現時点では、その改正内容はまだ明らかにはなっていないが、法改正の趣旨に則り、本 市が行うべき施策についても、随時見直しを行っていく。